

他国によるアンチ・ダンピング措置への対応

令和2年6月
経済産業省通商政策局
国際経済紛争対策室

目次

1. 背景と問題意識
2. アンチ・ダンピング措置への対応の留意点
3. 相談窓口

1. 背景と問題意識

2. アンチ・ダンピング措置への対応の留意点

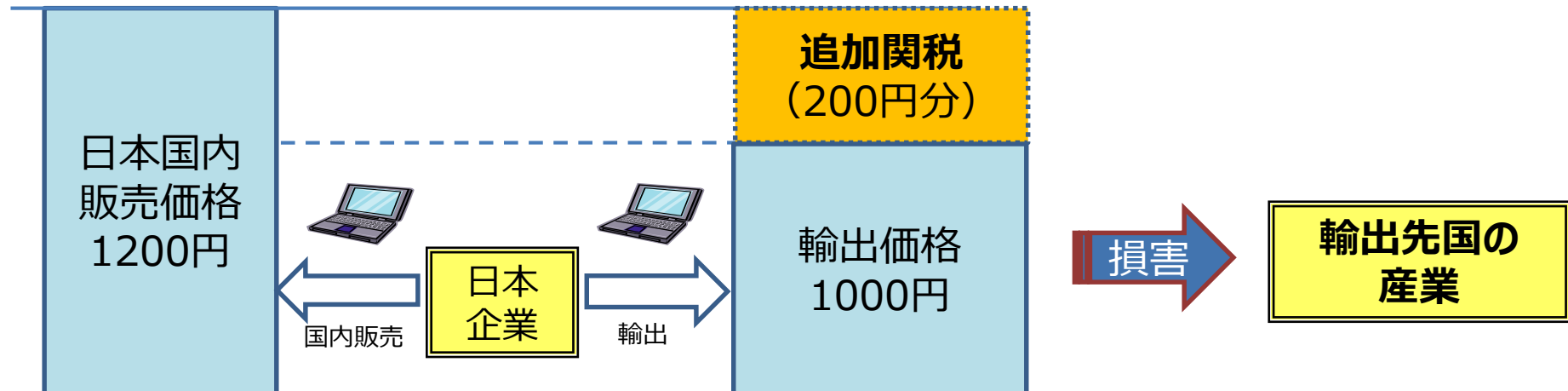
3. 相談窓口

アンチダンピング措置とは

アンチダンピング(AD)措置とは・・・

- 輸入国政府は、**不当に廉価な輸入（ダンピング輸入）によって、輸入国の産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあるときに、ダンピング輸入された製品に対して、輸出国の国内販売価格と輸出向け販売価格との差（ダンピング・マージン）を上限とする関税（AD税）を賦課することができる。**
- 発動にあたっては、**輸入国の当局が調査を行い、ダンピング輸入により国内産業に実質的な損害（またはそのおそれ）をもたらしていることを認定しなければならず、原則調査の対象となった企業ごとにAD税が賦課される。**

ダンピングの例



他国の貿易救済措置に対する問題意識（ADを中心に）

- 近年、**新興国を中心に産業政策的にAD措置が多用**されており、**対日措置が増加**。一度発動された措置は、**長期化する傾向あり**（対日AD措置60件のうち、**5年を超えて継続する対日AD措置は29件**）。
- **鉄鋼製品と化学製品が大半**を占めるが、一昨年10月**中国が工作機械に対する初のAD調査**を開始。
- **A国が貿易救済措置を発動すると**、A国から締め出された製品がその他の国に流入し、**B国、C国…も貿易救済措置を発動する**といった連鎖が起こる傾向あり。結局、**日本産品が多くの子国の市場から締め出される**という事態が危惧される。
- 企業がこのような事態に直面する場合、**その製品の輸出を諦める**、あるいは**国外に生産拠点を移す**といった対応をとるほかないため、**我が国の産業が空洞化する懸念**がある。

中国の対日AD措置：
21件（うち5年を超える措置が10件）

米国の対日AD措置：
19件（うち5年を超える措置が14件）

韓国の対日AD措置：
6件（うち5年を超える措置が4件）

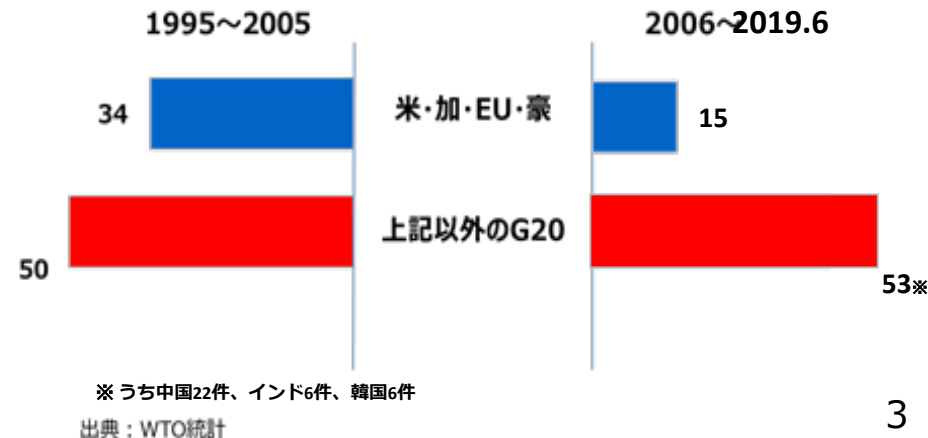
インドの対日AD措置：
6件

世界の対日AD措置（総数）：
60件（うち5年を超える措置が29件）

※ 2019年6月30日現在
＜出典：WTO統計＞

対日AD発動国は、**WTO発足後25年間で先進国（米EU等）から新興国へシフト**。世界的にみても、**新興国が貿易救済措置を積極的に活用する傾向**。

対日AD措置発動国の変化



1. 背景と問題意識
2. アンチ・ダンピング措置への対応の留意点
3. 相談窓口

企業が対応を検討する際の留意点

世界各国でアンチダンピング（AD）などの貿易救済措置が発動され、日本からの輸出に追加関税が賦課されるなど、発動国の市場から日本製品が閉め出される。



企業はどのように対応すべきか

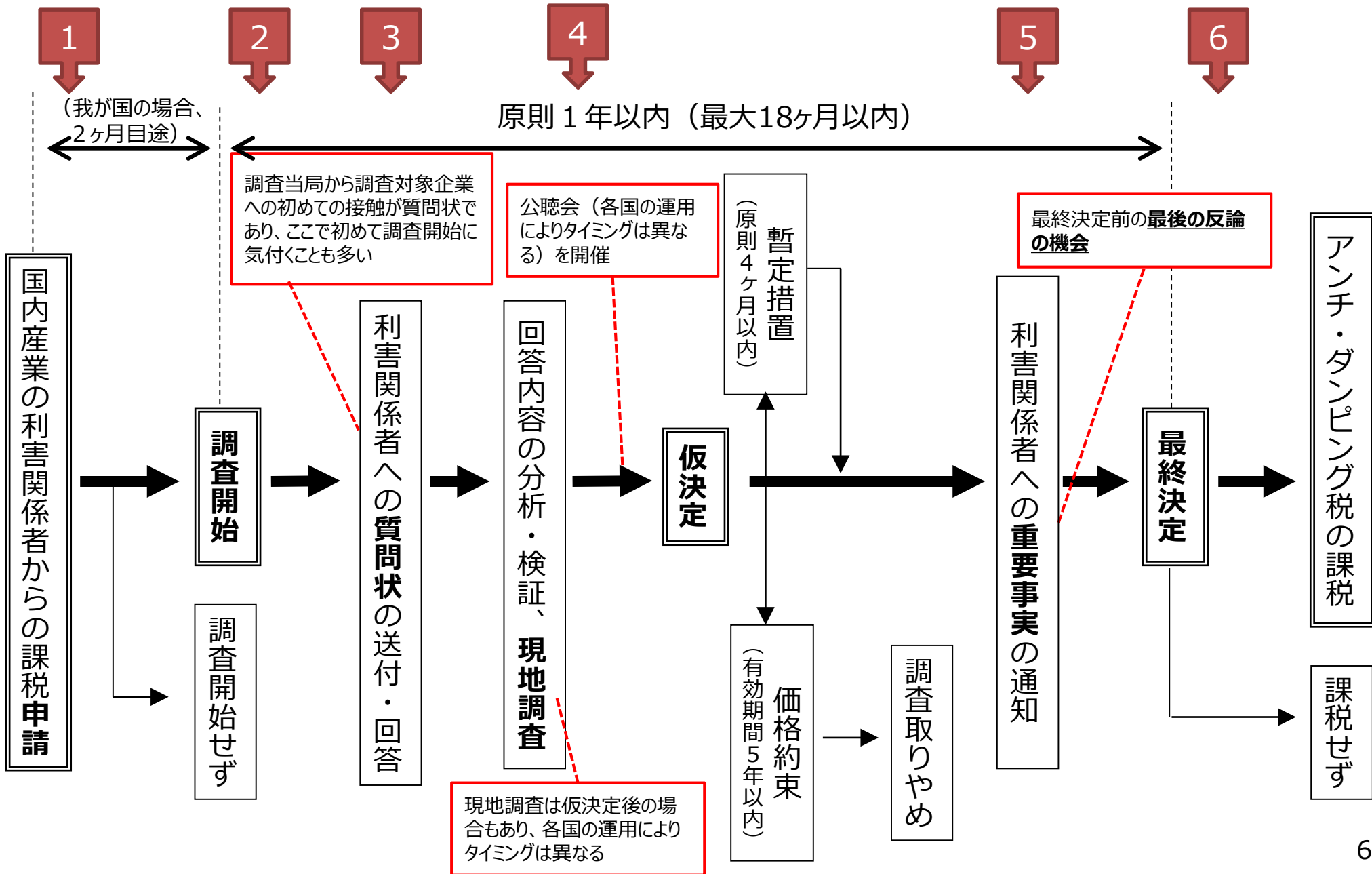
企業が対応を検討する際のポイント（特にADについて）

ADは調査への対応が発動措置の内容を左右する。

ADは一度発動されると課税が長期間継続されることも多い。

⇒ 不明な点等があれば経済産業省へ相談可。

アンチ・ダンピング措置—調査の流れ



アンチ・ダンピング措置—調査段階ごとの留意点①

- ✓ 調査開始前、もしくは調査開始決定後の早期の対応によって、当局の調査が日本企業に不利な方向で進行することを防げる可能性が高まる。

第1段階：調査開始決定前

- 輸入国の国内産業の申請に関する情報（調査対象産品、申請者、調査対象国及び企業）を入手することにより、調査開始直後から迅速に対応することが可能。

第2段階：調査開始決定後

- 申請書や証拠を精査することで申請の概要を把握する。精査の視点としては、特に調査対象産品に関し、次のような点が重要な視点となりうる。
 - ① 範囲の明確化（どのような産品が調査対象となり将来の課税の影響はどの程度か、調査対象産品に含まれないはずの関税分類品目が調査対象とされていないか）
 - ② 調査対象産品からの除外の可否（例えば、性質上、輸入国の国内産業が製造できない産品を輸出していることを訴えて、調査対象産品から外してもらえないか）
 - ③ 競争関係（製品間の競争関係を踏まえれば、輸入国の国内産業に損害を与えているとはいえないのではないか）

アンチ・ダンピング措置—調査段階ごとの留意点②

- ✓ 調査対応のコストはかかるが、対応しなかった場合には日本からの輸出品全体に高い追加関税が課せられる可能性が高い。

第3段階①：質問状と現地調査

- 調査当局から調査対象企業に質問状が送付され、指定の期限までに回答が求められる。回答した調査対象企業に対し、必要に応じて現地調査が行われる。
- これらに対応しない場合、ファクツ・アヴェイラブル（当局が「知ることができた事実」に基づく認定）が適用され、ダンピング・マージンが大きく出るなど不利な判断となることが多い。
- 調査対象企業の回答により、調査対象ではないその他の日本企業の税率も決定されてしまうことがある（サンプリング調査）。

第3段階②：主張立証

- 調査中は、質問状への回答に限らず、主張と証拠を提出することが可能。例えば、損害及び因果関係について意見を提出できる。ただし、企業ごとに主張が食い違っていると主張の有効性が損なわれることに注意が必要。

アンチ・ダンピング措置—調査段階ごとの留意点③

- ✓ 公聴会では、調査対象企業のほか、輸入国内ユーザー等による意見表明が可能。
- ✓ 仮決定は、調査開始後、初めて調査当局の判断が公にされる場面。

第4段階①：公聴会

- 調査対象企業、国内産業のほか、輸入国内のユーザー企業も出席し意見表明が可能。各企業の声を当局に伝えるとともに、当局の問題意識を知ることのできる貴重な機会。

第4段階②：仮決定

- 最終決定の前に、仮決定を行う場合も多い。当局の判断が始めて公になる場面であることから、内容を分析し、WTO協定並びに国内法と不整合な点がないかを吟味し、必要に応じて反論書面を提出する等対応する。

※ 必要に応じて、公聴会の場や仮決定の前後に、日本政府の意見を表明することも可能。

アンチ・ダンピング措置—調査段階ごとの留意点④

- ✓ 重要事実開示は最終決定前の最後の反論の機会であり、これまでの反論に対して不合理な認定でないか、協定に不整合な点がないかを要確認。
- ✓ 最終決定後も、当局の調査が国内法令やWTO協定との整合性に疑念があれば、国内裁判やWTO紛争解決手続で争うことも可能。

第5段階：重要事実開示

- 最終決定の基礎をなす重要事実を開示し、利害関係人に反論の機会を与える手続。最終決定前の最後の反論の機会である点、ここまで提出された主張や証拠が、WTO紛争解決手続の中でも証拠になる点で非常に重要。

第6段階：最終決定

- 公告された最終決定の内容を分析・検討し、輸入国内の司法上の手続を通じて争うか、あるいはWTO紛争解決手続の活用を政府に対して求めていくかなどの選択肢を検討。

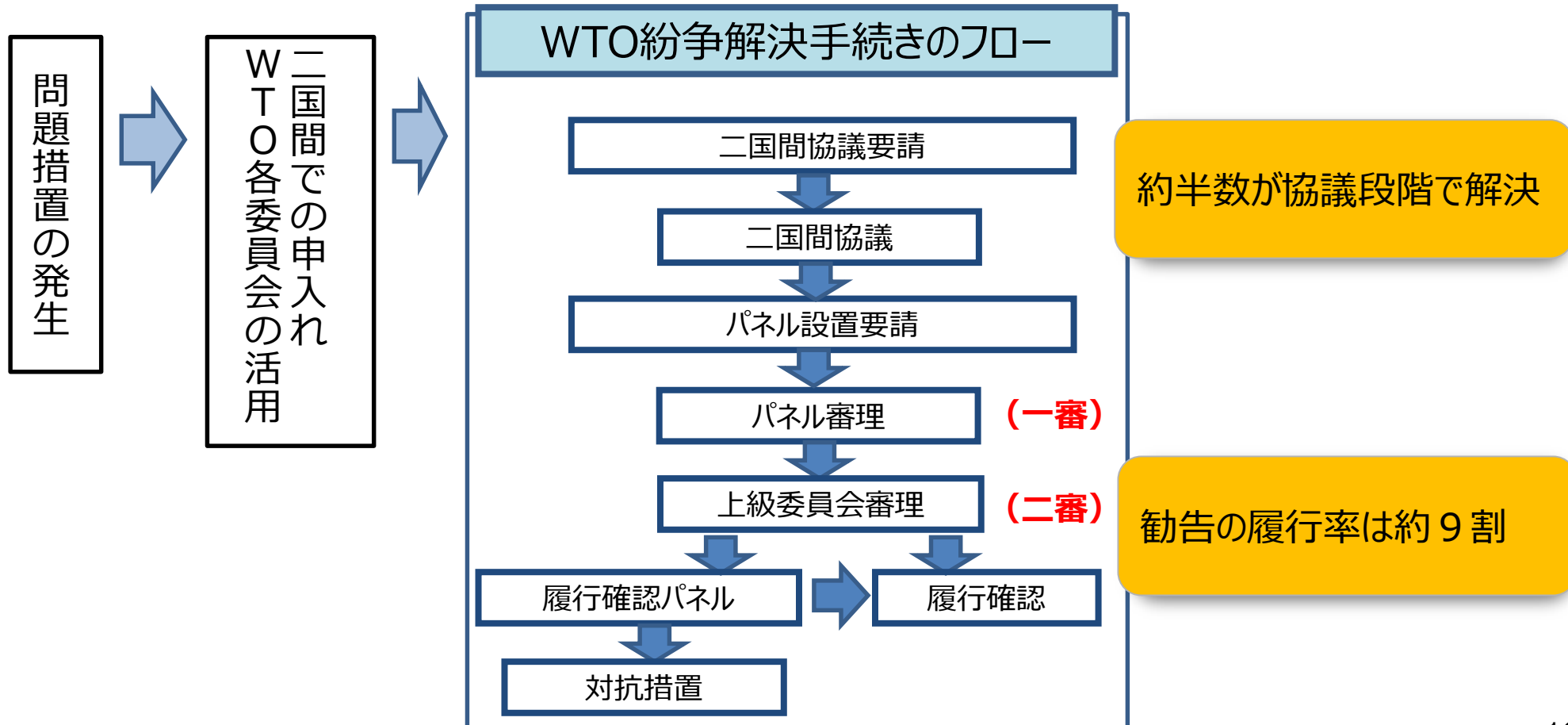
「WTO紛争解決手続の活用」

アンチ・ダンピング措置—まとめ

- ADは調査に基づき課税されるものであり、**調査への対応が措置内容を左右する**。対応しなければ、AD措置が発動されて高い関税が課される可能性が非常に高い。
- 調査への対応は、**対応に要するコストと、対応しなかった場合に被る不利益**（ダンピング・マージンが大きく出されてしまう、措置が長期化してしまう等）**とを比較考慮**して判断するべき。
- ADは**一度発動されると課税が長期間継続**されることが多い。サンセット・レビューで課税が撤廃されず、数十年継続されている事例も少なくない。
- 日本政府による意見表明やWTO紛争解決手続の活用のためには、**調査開始段階からの対応が重要**。
- 不明な点等があれば**経済産業省へご相談を**。

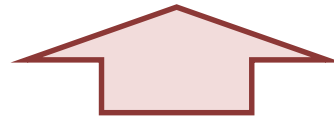
WTO紛争解決手続の活用—制度の概要

- WTO紛争解決手続は、WTO協定に不整合と考えられる他国の通商措置について、**国家間の準司法的な手続で解決を求める**ことができる仕組み。
- 企業・業界にとっては、**政府を通じて、他国の不公正な通商措置の撤廃等を求めることができる**ものといえる。



WTO紛争解決手続の活用—事例紹介（AD関係）

案件名	協議要請	報告書採択	結論
中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置（DS454）	2012.12	2015.10 （上級委）	我が国の主張容認、中国が措置を撤廃
韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するAD措置（DS504）	2016.3	2019.9 （上級委）	我が国の主張認容
韓国の日本製ステンレス棒鋼へのAD措置に対するサンセット・レビュー（DS553）	2018.6		パネルにて審理中



- 調査に対応することで措置を回避できる可能性があり、将来的にWTO紛争解決手続等を利用して措置の撤廃を求める基礎にもなる。
- 我が国は、これまでも、他国の不公正な貿易救済措置についてWTO紛争解決手続を利用して措置の撤廃を求めてきたところ。近年は、新興国のAD等について争い、措置の撤廃に至っている例も少なくない。

1. 背景と問題意識
2. アンチ・ダンピング措置への対応の留意点
3. 相談窓口

外国政府による不公正な貿易措置に関する相談窓口

- 経済産業省では、国際ルールに照らして問題となる外国政府の貿易政策・措置により問題に直面している企業・事業者を対象に相談窓口を設置しています。
- 他国からのAD調査への対応については、下記宛先までお気軽にご相談ください。

経済産業省 通商政策局 通商機構部 国際経済紛争対策室

- 連絡先 : 【E-mail】wto-soudan@meti.go.jp
【TEL】 03-3580-6596
【FAX】 03-3501-5983
- 住所 : 〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1